



# 障害者自立支援法のはじめ

エプロン通信員 城間 ちえみ

昨年四月から施行された障害者自立支援法により起こる様々な問題を聞くにつれ、どうしてもこの問題から避けてはならないという想いが募り取り上げました。

この法律は「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めるとともに、精神保健福祉法等の関係法律について所要の改正を行う」という目的の下制定されました。そこで、これまでの障害者福祉の歴史を少しおさらいしたいと思います。

まず、措置制度といつて地域から隔離された施設による隔離政策がしかれた時代もありました。その後ノーマライゼーション(障害者に、すべての人がもつ通常の生活を送る権利を可能な限り保障すること)を目標に社会福祉をすすめることが基本となり、各地で障害者自身が主体者となつて地域に出るための運動がおこり、支援費制度ができ、今回の障害者自立支援法に至ります。今回最も重要視しなければならぬ問題は、一元化という名の下で起こっている弊害と、地域により異なるサービス格差なのです。

これまでこの法では、施設で生活している人は、生活全般(施設の運営費・光熱費・食費・サービス費用・職員の手当て等)にわたり一割負担となり、それは重度になればなるほどに自己負担額が大きくなります。その結果、定額だったサービスが一回使うごとに一割負担になるので、サービスが制限されるように使えなくなります。それは在宅の場合にも言えることで支援法の中に、「重度訪問介護」とい

う制度があります。これは長時間介護が必要な人のためのサービスで、厚労省から打ち出されているヘルパー等の賃金単価がどんどん下つてきています。要介護五で介護区分六の重度障害を持つ私の友人Nさんの場合、地域で生きていくためにはヘルパーは重要な位置にあり「重度訪問介護ヘルパーの社会保障も含めた賃金単価の見直しが必要かと思われま

す。また、同じ負担額を支払っても、各市町村や各事業所によって、サービスの内容に格差が出てきているということ。私の友人Kさんは、先日某市役所の方から地域サービスに関して「国で決められているサービスでは無く地域に任せられているので、私たちの市は予算が無いので厳しくなります」と言われたそうです。Kさんは、「国は、地域まで目を向けて欲しいです」と話していました。

いずれは介護保険と統合するという話ですが、介護保険は「できるだけサービスを使わずに予防して生活をしよう」という考えに対して、自立支援法は「サービスを使い、どのようにして地域で自立生活をするか」ということであり、全く内容が異なります。介護保険に移行すると、障害者の行動は間違いなく制限されると思います。

Nさん「やがて国連で障害者差別禁止法が制定されるといふことなので、日本もまず介護保険統合よりも障害者差別禁止法の制定から行ったほうが良いと思います」

Kさん「この自立支援法はいろんな問題を抱えていて皆でいろんな知恵を出し合い考えないといけない。誰でも年老いていくのだから、そして生活する上で障害が生ずるのだから・・・」

考えてみてください。イメージしてみてください。何らかの事故や病気で寝たきり、あるいは動けなくなったとき自分はどうなるのかと。生命ほど尊い命はありません。自立支援とは、生まれてきた尊い命を開花させ、生きてる喜びを分かち合うことではないのかと私は思います。一人一人が物心共に自立できる社会の構築を皆で知恵を出し合つて、考えていく時が来ているのかと思えました。



## 茶ぐわゆるんたく

34



# トウシビーさん、大集合!

二月は旧正月にあたり、かつてはその月になると生年祝いを行いました。生年祝いとは、自分の生年から十二支を一巡した年の旧正月に、初めて自分の干支を迎える日に当人の健康と幸福を願う行事です。トウシビーとも呼ばれる生年祝いは、十三・二十五・三十七・四十九・六十一・七十三・八十五・九十七歳と十二年ごとに祝います。戦前の宜野湾では、トウシビーに該当する家庭はご馳走を用意して、親戚や字の人々がつめかけて祝いました。しかし、戦後は祝宴を準備する家庭や、祝儀を用意する招待客にとつても経済的に負担となることから、家庭での祝いから該当者一同を公民館などに集めて祝う合同生年祝いが実施されるようになりました。

折しも、全琉的な新生活運動の動きにより、宜野湾でも



家庭単位の行事から区主体の行事として取り組まれた字宜野湾での合同生年祝い(1958<昭和33>年)『ぎのわん 字宜野湾郷友会誌』より

「宜野湾市史」への問い合せ

教育委員会文化課  
☎八九三―四四三一